

添付書類 1 当該土地の位置を示す地図

○届出に係る森林の土地全てについての位置を示す地図であることが必要です。
具体的には、当該土地の位置が把握されるものであればよく、下記のようなものが該当します。

- ・登記所備付地図、公図、地積測量図や土地所在図の写し
- ・市町村や民間企業等が作成した地図の写しのほか、インターネットで無料提供されている地図に当該森林の土地のおおまかな位置を記入したもの

添付書類 2 土地の登記事項証明書その他届出の原因を証明する書類

○届出される方が届出対象の森林の土地の所有権を有することを確認できる書類が必要です。
具体的には、下記のような書類が該当します。（全て、写しで可です）

【いずれか1点の添付でよいもの】（売買、相続とも）

- ・土地の登記事項証明書、登記済証又は登記識別情報通知、登記完了証
- ・登記原因証明情報
- ・登記情報提供サービスによって取得した登記情報（照会番号があるもの）
- ・土地の売買契約書又は贈与契約書
- ・遺産分割協議書と目録

【①と②を組み合わせると添付書類とできるもの】（相続の場合のみ）

- ① 対象となる土地の確認ができる書類（いずれか）
 - ・被相続人（亡くなった方）が所持していた登記事項証明書、登記済証 等
 - ・固定資産評価証明書
- ② 相続及び相続人の確認ができる書類（いずれか）
 - ・戸籍又は除籍謄本（全部事項証明書）
 - ・相続人代表者指定届出
 - ・公正証書遺言書又は検認済の自筆証書遺言書
 - ※遺言書により、相続財産である届出書記載の土地を届出者が取得することが確実であるものに限る。